

## 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）が法第17条に定める認定特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設について、移動等円滑化のために必要な措置を講ずることを促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に基づき、県内において同要綱附属第Ⅱ編第1章第4-2-(6)第5項第3項に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等に対し、当該間接補助事業に要する経費の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に要する経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額に、6分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、間接補助事業を行う建築主等に対し、市町村が交付決定の通知をするときまでに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、間接補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる額と仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額（別表の第3欄に定める額を限度とする。）に補助率を乗じて得た額の合計額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請のあった日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条（第4項を除く。）、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の額の変更を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項に規定する変更

## (2) 間接補助事業の中止又は廃止

### (指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

### (実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

### (間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

### (雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降の補助事業から適用する。

### 附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

事業実施 （予定） 箇所	事業費	補助対象 経費	着工 （予定） 年月日	完成 （予定） 年月日	補助金 交付申請額	備考

注意 1 本事業計画（報告）書には、必要に応じ、次の書類を添付すること。

- （1）付近見取図（方位、道路及び目標となる地物）
- （2）配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置）
- （3）各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法）
- （4）法及び条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- （5）当該補助事業実施に係る費用の見積書の写し
- （6）その他知事が必要と認める書類

2 補助金交付申請額は、補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額とし、千円未満は切り捨てること。

3 第10条に基づく報告の場合にあっては、次の書類を添付すること。

- （1）工事完成写真
- （2）建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第3項の規定に基づく検査済の写し

様式第2号（第4条、第9条関係）

年度 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源区分	区分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当 初 議決 (予定) 平成年月日	回 補 正 議決 (予定) 平成年月日	計	
一般 財源	税収入				
特定 財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科 目	予 算 額			流用等 増△減 額	予算 現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増△減額	計						
(項) (目) (節)									
計									

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

様

部総合事務所長

平成 年度鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金交付（変更）決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、收受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）の規定に従わなければならない。